

道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
京都国道事務所	一般国道	1号	自) 京都市山科区四ノ宮奈良野町地先 至) 八幡市八幡南山地先	平成28年4月1日	
京都国道事務所	一般国道	9号	自) 京都市下京区五条通堀川西入柿本町地先 至) 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野地先	平成28年4月1日	
京都国道事務所	一般国道	24号	自) 京都市下京区烏丸通五条下る大坂町地先 至) 木津川市市坂水干地先	平成28年4月1日	
京都国道事務所	一般国道	163号	自) 京都府相楽郡精華町大字柘榴小字川原地先 至) 木津川市木津八色地先	平成28年4月1日	
京都国道事務所	一般国道	171号	自) 京都市南区四ツ塚町地先 至) 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字明島地先	平成28年4月1日	
京都国道事務所	一般国道	478号	自) 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字五条本地先 至) 京都府久世郡久御山町森中内地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧ください。
 路線が重複する道路は上位路線で指定しています。
 占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。